

議案第3号参考資料

議案第4号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成27年10月19日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）等の一部を改正しようとするものである。

2 平成27年度の給与改定に係る改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

山口県の区域等に在勤する職員に対し、0.15%の地域手当を支給する。

イ 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する手当の支給限度額を月額413,300円（現行412,200円）とする。

ウ 勤勉手当

支給期	現 行	改 正 後
6月期	0.75 月分	0.80 月分
12月期	0.75	0.80
合 計	1.50	1.60

(3) 昇給制度の見直し

55歳を超える職員が標準の勤務成績で昇給する場合の号給数を2号給から1号給とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、給料表の改定及び諸手当の改定については規則で定める日から施行し、平成27年4月1日から適用する。また、昇給制度の見直しについては、平成28年4月1日より施行する。

議案第 4 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 1 0 9 4 号

平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 2 月 1 5 日付け平 2 7 財 政 第 1 4 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

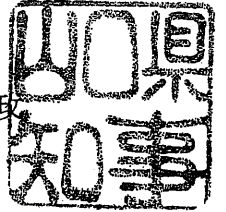
- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平 2 7 財 政 第 1 4 3 号
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、次項及び附則第三項の規定 規則で定める日

二 第一条中一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。) 第七条

第八項の改正規定 平成二十八年四月一日

2 第一条の規定(前項第二号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。) による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。) の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成二十七年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

89		295,200	332,000	353,400	
90		295,500	332,400	353,700	
91		295,700	332,800	354,000	
92		295,900	333,200	354,300	
93		296,300	333,700	354,700	
94		296,500	333,800	355,000	
95		296,700	334,200	355,400	
96		297,000	334,500	355,700	
97		297,400	334,700	356,000	
98		297,700	335,000	356,400	
99		298,000	335,300	356,800	
100		298,300	335,600	357,200	
101		298,500	335,800	357,600	
102		298,700	336,100	358,200	
103		299,000	336,500	358,600	
104		299,300	336,700	359,000	
105		299,600	336,800	359,400	
106			337,100		
107			337,500		
108			337,700		
109			337,900		
110			338,300		
111			338,700		
112			339,000		
113			339,200		
再任 用学 校職 員	191,500	218,600	247,400	261,100	286,700

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

	43	213,600	249,800	286,300	318,300	364,900
	44	214,800	250,900	288,000	319,900	366,200
	45	216,100	251,900	289,600	321,300	367,400
	46	217,200	253,500	291,300	322,800	368,200
	47	218,300	254,900	293,000	324,200	369,300
	48	219,400	256,500	294,800	325,800	370,400
	49	220,500	258,200	296,300	327,400	371,600
	50	221,500	259,600	297,900	328,700	372,600
	51	222,400	260,900	299,400	329,900	373,600
	52	223,400	262,400	301,000	331,300	374,500
	53	224,200	263,600	302,500	332,300	375,300
	54	225,100	265,000	303,900	333,300	376,200
	55	226,000	266,400	305,400	334,300	377,100
再任学 校職 員以 外の 学校 職員	56	227,000	267,800	306,900	335,400	378,000
	57	227,800	268,800	308,300	336,000	378,700
	58	228,700	270,100	309,500	337,000	379,400
	59	229,500	271,400	310,800	337,800	380,200
	60	230,400	272,700	312,200	338,700	381,000
	61	231,300	273,600	313,600	339,400	381,500
	62	232,300	274,900	314,800	339,700	382,200
	63	233,200	276,300	316,000	340,400	382,900
	64	234,300	277,600	317,300	341,100	383,600
	65	234,900	278,700	318,600	341,800	384,100
	66	235,800	279,800	319,400	342,500	384,600
	67	236,600	280,900	320,200	343,200	385,300
	68	237,500	282,100	321,100	343,900	385,900
	69	238,200	283,200	321,800	344,500	386,400
	70	238,900	284,200	322,500	345,100	387,000
	71	239,500	285,300	323,200	345,700	387,500
	72	240,200	286,400	323,700	346,300	388,000
	73	241,000	287,300	324,500	346,600	388,600
74	241,800	288,000	324,700	347,300	389,100	
75	242,600	288,600	325,300	347,800	389,600	
76	243,400	289,400	325,900	348,400	390,200	
77	244,000	290,200	326,600	348,900	390,600	
78	244,700	290,800	327,100	349,300	391,100	
79	245,300	291,300	327,600	349,800	391,700	
80	245,900	291,900	328,100	350,300	392,200	
81	246,300	292,600	328,600	350,600	392,400	
82	246,700	293,200	329,100	350,900	393,000	
83	247,100	293,600	329,600	351,300	393,400	
84	247,500	294,000	330,100	351,600	393,700	
85	247,900	294,200	330,600	352,100	394,000	
86		294,400	331,000	352,400		
87		294,600	331,200	352,700		
88		294,800	331,600	353,000		

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校 職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円
	1	148,300	186,800	222,800	249,800	283,200
	2	149,700	188,500	224,400	251,200	285,300
	3	151,100	190,100	226,000	252,400	287,500
	4	152,500	191,800	227,700	253,600	289,600
	5	153,800	193,300	229,100	254,900	291,800
	6	155,600	194,900	230,700	256,200	294,000
	7	157,300	196,500	232,300	257,400	296,300
	8	159,000	198,100	233,900	258,700	298,500
	9	160,800	199,700	235,500	260,100	300,500
	10	162,600	201,400	237,000	261,000	302,800
	11	164,300	203,100	238,400	262,400	304,800
	12	166,100	204,800	239,900	263,600	307,000
	13	167,700	206,400	241,600	264,900	309,200
	14	169,600	208,100	242,900	266,500	311,300
	15	171,600	209,800	244,300	268,000	313,500
	16	173,600	211,400	245,500	269,700	315,500
	17	175,500	212,900	246,800	271,100	317,600
	18	177,400	214,600	248,100	273,000	319,700
	19	179,300	216,300	249,300	274,800	321,900
	20	181,200	218,000	250,600	276,800	323,900
	21	183,200	219,300	251,900	278,600	326,000
	22	184,700	220,700	253,000	280,400	328,100
	23	186,200	222,100	254,200	282,400	330,000
	24	187,700	223,600	255,300	284,200	332,100
	25	189,200	225,100	256,400	286,100	334,000
	26	190,800	226,600	258,100	288,000	336,000
	27	192,300	228,100	259,500	289,700	338,000
	28	193,700	229,400	261,200	291,600	339,900
	29	195,300	231,000	262,700	293,700	341,700
	30	196,700	232,400	264,400	295,600	343,500
	31	198,000	233,900	266,100	297,500	345,200
	32	199,300	235,200	267,900	299,300	347,000
	33	200,600	236,700	269,300	301,100	348,900
	34	202,000	238,100	271,100	303,000	350,700
	35	203,400	239,200	272,800	304,700	352,600
	36	204,800	240,400	274,500	306,500	354,400
	37	206,000	241,900	276,200	308,200	356,100
	38	207,300	243,200	277,900	309,800	357,800
	39	208,700	244,500	279,500	311,500	359,400
	40	210,000	245,900	281,200	313,300	361,200
	41	211,200	247,200	283,000	314,900	362,500
	42	212,400	248,500	284,600	316,600	363,800

118	310,200	396,500		
119	310,500	397,300		
120	310,800	398,100		
121	310,900	398,800		
122	311,100	399,500		
123	311,400	400,200		
124	311,700	400,900		
125	311,900	401,600		
126		402,300		
127		402,900		
128		403,500		
129		404,200		
130		404,700		
131		405,400		
132		405,900		
133		406,200		
134		406,500		
135		406,700		
136		407,100		
137		407,400		
138		407,600		
139		407,800		
140		408,200		
141		408,400		
142		408,700		
143		409,000		
144		409,300		
145		409,500		
146		409,800		
147		410,100		
148		410,300		
149		410,500		
150		410,800		
151		411,100		
152		411,300		
153		411,500		
154		411,800		
155		412,100		
156		412,300		
157		412,500		
再任用学校職員	228,800	275,600	330,000	412,600

備考

- (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	56	254,000	297,500	402,100
	57	255,400	299,600	403,600
	58	256,600	302,300	404,700
	59	257,700	304,900	406,000
	60	258,900	307,600	407,300
	61	260,300	310,000	408,600
	62	261,700	312,600	409,500
	63	263,000	314,900	410,900
	64	263,900	317,400	412,300
	65	264,900	319,700	413,500
	66	266,400	322,000	414,600
	67	268,000	324,100	415,800
	68	269,400	326,300	417,000
	69	271,100	328,700	418,100
	70	272,600	330,900	419,300
	71	273,900	333,100	420,400
	72	275,400	335,100	421,600
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	73	276,800	337,300	422,400
	74	278,100	339,400	423,200
	75	279,300	341,700	423,900
	76	280,600	343,900	424,400
	77	282,100	345,800	424,600
	78	283,300	347,700	424,900
	79	284,400	349,600	425,500
	80	285,600	351,500	426,000
	81	286,900	353,300	426,300
	82	288,100	355,000	426,700
	83	289,200	356,800	426,900
	84	290,400	358,600	427,200
	85	291,400	360,000	427,700
	86	292,300	361,800	427,900
	87	293,400	363,500	428,500
	88	294,400	365,000	428,700
	89	295,400	366,600	429,000
90	296,300	367,900	429,200	
91	297,200	369,100	429,800	
92	298,100	370,400	429,900	
93	298,600	371,900	430,000	
94	299,300	373,200		
95	300,100	374,400		
96	300,900	375,700		
97	301,800	376,800		
98	302,600	377,900		
99	303,300	379,000		
100	304,000	380,000		
101	304,900	381,200		
102	305,400	382,200		
103	305,900	383,200		
104	306,400	384,200		
105	306,700	384,900		
106	307,100	385,900		
107	307,500	386,800		
108	307,800	387,800		
109	308,000	388,700		
110	308,200	389,600		
111	308,500	390,600		
112	308,700	391,600		
113	308,900	392,200		
114	309,100	393,100		
115	309,300	394,000		
116	309,600	394,800		
117	309,900	395,700		

ロ 教育職給料表(二)

学校 職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	157,200	173,400	293,100	414,300
	2	158,700	175,500	295,800	415,800
	3	160,200	177,600	298,800	417,300
	4	161,700	179,800	301,400	418,800
	5	163,500	181,900	303,900	420,200
	6	165,400	184,100	306,600	421,700
	7	167,200	186,300	309,000	423,200
	8	169,100	188,600	311,600	424,800
	9	170,900	190,900	314,100	426,300
	10	173,100	193,800	316,800	427,700
	11	175,100	196,500	319,600	429,100
	12	177,100	199,300	322,600	430,400
	13	179,200	202,300	325,300	431,800
	14	181,400	204,000	327,500	433,200
	15	183,600	205,700	329,700	434,600
	16	185,800	207,400	332,100	435,900
	17	188,200	209,300	334,300	437,200
	18	190,800	211,100	336,600	438,500
	19	193,400	212,800	338,900	439,600
	20	195,900	214,500	341,100	440,900
	21	198,500	216,300	343,500	442,100
	22	200,200	218,200	345,700	443,400
	23	201,900	220,100	348,000	444,600
	24	203,600	222,000	350,300	445,900
	25	205,100	223,600	352,400	447,200
	26	206,700	225,600	354,300	448,500
	27	208,400	227,600	356,100	449,700
	28	210,100	229,700	358,000	450,800
	29	211,800	231,700	359,700	451,800
	30	213,500	234,400	361,800	452,900
	31	215,200	237,100	363,600	453,700
	32	216,900	239,800	365,400	454,300
	33	218,300	242,400	367,200	455,400
	34	220,000	245,200	369,000	455,900
	35	221,700	247,900	370,700	456,300
	36	223,400	250,700	372,500	457,000
	37	225,000	253,400	374,400	457,600
	38	226,700	255,900	375,900	
	39	228,500	258,300	377,500	
	40	230,200	260,900	379,100	
	41	231,900	263,600	380,400	
	42	233,600	266,100	382,000	
	43	235,200	268,500	383,400	
	44	236,900	270,700	384,900	
	45	238,500	272,900	386,500	
	46	240,000	275,200	388,100	
	47	241,500	277,400	389,600	
	48	242,900	279,600	391,200	
	49	244,600	281,900	392,700	
	50	246,000	284,000	394,200	
	51	247,600	286,000	395,700	
	52	248,800	288,100	397,200	
	53	250,000	289,900	398,500	
	54	251,400	292,500	399,700	
	55	252,700	295,000	400,900	

	145	332,100	423,700		
	146	332,300			
	147	332,600			
	148	332,900			
	149	333,100			
	150	333,400			
	151	333,700			
	152	333,900			
	153	334,100			
再任 用学 校職 員		237,700	278,900	336,900	422,800

備考

- (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

95	305,400	395,500
96	306,600	396,800
97	307,600	398,200
98	308,700	399,300
99	309,600	400,300
100	310,700	401,400
101	311,500	402,300
102	312,700	403,400
103	313,700	404,400
104	314,800	405,500
105	315,400	406,400
106	316,300	407,400
107	317,100	408,300
108	317,900	409,200
109	318,800	410,100
110	319,200	411,000
111	319,700	411,800
112	320,200	412,600
113	320,800	413,200
114	321,300	413,900
115	321,800	414,600
116	322,300	415,300
117	322,900	416,000
118	323,400	416,500
119	323,800	416,700
120	324,300	417,100
121	324,800	417,800
122	325,200	418,100
123	325,700	418,200
124	326,200	418,500
125	326,800	418,800
126	327,100	419,000
127	327,400	419,400
128	327,700	419,500
129	328,000	419,700
130	328,400	420,000
131	328,700	420,300
132	328,900	420,500
133	329,100	420,700
134	329,300	421,000
135	329,500	421,300
136	329,800	421,500
137	330,100	421,700
138	330,300	422,000
139	330,600	422,300
140	330,900	422,500
141	331,100	422,700
142	331,300	423,000
143	331,600	423,300
144	331,800	423,500

	45	239,700	299,700	418,100
	46	241,100	302,300	419,500
	47	242,400	304,900	421,000
	48	243,900	307,600	422,600
	49	245,400	310,000	424,300
	50	246,900	312,600	425,800
	51	248,200	314,900	427,400
	52	249,600	317,400	429,000
	53	250,900	319,700	430,700
	54	252,200	322,000	432,200
	55	253,600	324,100	433,800
	56	254,900	326,300	435,300
	57	256,200	328,700	436,900
	58	257,300	330,900	438,400
	59	258,600	333,100	439,800
	60	259,900	335,100	440,900
	61	261,200	337,300	442,100
	62	262,800	339,400	443,600
	63	264,100	341,700	444,900
	64	265,500	343,900	446,000
	65	266,800	345,900	447,200
	66	268,400	348,100	448,600
	67	269,900	350,300	449,800
	68	271,600	352,500	450,900
	69	273,100	354,400	452,100
	70	274,500	356,500	453,500
	71	276,000	358,600	454,700
	72	277,600	360,600	455,700
	73	278,700	362,500	456,700
	74	280,100	364,200	457,600
	75	281,400	366,200	458,100
	76	282,900	368,200	458,600
	77	284,200	370,100	458,900
	78	285,400	371,800	
	79	286,600	373,400	
	80	287,800	375,000	
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	81	289,000	376,600	
	82	290,200	378,100	
	83	291,400	379,500	
	84	292,600	381,100	
	85	293,800	382,300	
	86	295,100	383,700	
	87	296,300	385,100	
	88	297,500	386,500	
	89	298,600	387,900	
	90	299,800	389,200	
	91	301,000	390,400	
	92	302,300	391,700	
	93	303,100	393,100	
	94	304,200	394,300	

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校 職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	157,100	202,200	334,300	424,700
	2	158,600	203,900	336,600	426,500
	3	160,100	205,600	338,900	428,300
	4	161,600	207,400	341,100	430,000
	5	163,400	209,300	343,500	431,600
	6	165,300	211,100	345,700	433,100
	7	167,100	212,800	348,000	435,000
	8	169,000	214,500	350,300	437,000
	9	170,800	216,300	352,400	438,800
	10	173,000	218,200	354,500	440,600
	11	175,000	220,100	356,700	442,500
	12	177,000	222,000	358,900	444,300
	13	179,100	223,700	361,000	446,100
	14	181,300	225,700	363,100	448,000
	15	183,500	227,700	365,100	449,800
	16	185,700	229,800	367,300	451,700
	17	188,100	231,800	369,200	453,500
	18	190,700	234,500	371,100	455,300
	19	193,300	237,200	373,100	457,200
	20	195,900	239,900	375,000	459,000
	21	198,500	242,500	377,100	460,500
	22	200,200	245,300	379,000	462,300
	23	201,900	248,000	381,000	464,200
	24	203,600	250,800	383,000	465,800
	25	205,100	253,500	384,400	467,600
	26	206,800	256,000	386,400	469,300
	27	208,600	258,400	388,200	470,800
	28	210,300	261,000	390,000	472,600
	29	211,800	263,700	391,900	473,900
	30	213,500	266,200	393,900	475,400
	31	215,200	268,500	395,900	476,500
	32	216,900	270,700	397,900	478,000
	33	218,500	273,000	399,600	479,200
	34	220,300	275,200	401,300	479,900
	35	222,100	277,400	403,000	480,300
	36	223,900	279,600	404,800	481,200
	37	225,600	281,900	406,200	481,800
	38	227,400	283,900	407,700	
	39	229,300	286,000	409,100	
	40	231,100	288,100	410,600	
	41	232,900	290,000	412,300	
	42	234,600	292,500	413,700	
	43	236,200	295,000	415,000	
	44	237,900	297,500	416,500	

57	258,100	311,100	367,000	422,600	452,900	501,500
58	258,800	312,200	368,200	422,900	453,600	
59	259,400	313,300	369,400	423,500	454,300	
60	260,000	314,300	370,600	424,000	455,000	
61	260,600	315,200	371,800	424,500	455,300	
62	261,200	315,900	372,400	425,000	455,700	
63	261,800	316,700	372,900	425,600	455,900	
64	262,300	317,500	373,500	426,200	456,200	
65	262,800	318,100	373,900	426,800	456,400	
66	263,200	318,800	374,400	427,400	456,900	
67	263,600	319,400	374,700	428,000	457,200	
68	264,100	320,100	375,200	428,600	457,400	
69	264,400	320,900	375,600	429,200	457,700	
70			375,900	429,700	457,900	
71			376,300	430,200	458,200	
72			376,600	430,800	458,400	
73			377,200	431,300	458,500	
74			377,400	431,900		
75			377,900	432,500		
76			378,400	433,100		
77			379,000	433,700		
78			379,400	434,300		
79			379,900	434,900		
80			380,400	435,500		
81			380,900	435,900		
82			381,400	436,500		
83			381,900	437,200		
84			382,400	437,800		
85			382,800	438,300		
86			383,300	438,800		
87			383,700	439,500		
88			384,200	440,100		
89			384,600	440,400		
90			385,100			
91			385,600			
92			386,100			
93			386,500			
94			386,900			
95			387,400			
96			387,800			
97			388,300			
98			388,600			
99			389,100			
100			389,400			
101			390,000			
再任用学校職員	223,700	254,400	284,500	326,000	355,400	402,800

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校 職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	1	172,100	226,500	271,500	321,500	359,900	422,400
	2	174,500	228,700	273,300	323,600	362,400	425,000
	3	176,800	230,900	275,100	325,800	364,900	427,500
	4	179,100	233,100	276,900	327,900	367,400	430,100
	5	181,600	235,100	278,100	330,300	369,900	432,500
	6	184,100	237,200	280,000	332,100	373,000	435,000
	7	186,500	239,300	281,800	334,100	376,100	437,400
	8	189,100	241,400	283,700	335,800	379,300	439,900
	9	191,400	243,500	285,400	337,500	382,200	442,100
	10	193,900	245,400	287,900	339,900	385,200	444,400
	11	196,300	247,400	290,300	342,300	388,400	446,700
	12	199,000	249,400	292,600	344,800	391,400	449,100
	13	201,500	251,300	295,100	347,200	394,400	450,800
	14	204,100	253,200	297,600	349,700	397,200	453,000
	15	206,800	255,100	300,100	352,200	400,000	455,300
	16	209,500	257,000	302,500	354,700	402,800	457,600
	17	212,000	258,800	304,900	357,100	405,700	459,700
	18	214,700	260,700	307,200	359,600	407,800	462,100
	19	217,400	262,600	309,400	362,000	409,900	464,400
	20	220,100	264,500	311,600	364,600	411,900	466,600
	21	222,800	266,000	313,900	366,900	413,700	468,900
	22	224,400	267,700	315,000	369,400	415,600	470,600
	23	226,000	269,300	316,300	371,600	417,600	472,400
	24	227,600	270,800	317,500	374,000	419,600	474,100
	25	229,200	272,400	318,800	376,400	421,400	475,600
	26	230,700	274,000	320,600	378,800	423,200	476,900
	27	232,300	275,600	322,100	381,100	425,000	478,200
	28	233,800	277,100	323,900	383,600	426,700	479,500
	29	235,400	278,600	325,300	385,800	427,900	480,500
	30	236,500	280,000	327,100	388,000	429,500	481,700
	31	237,600	281,500	328,900	390,100	431,100	482,800
	32	238,600	282,700	330,600	392,300	432,800	484,000
	33	239,800	283,900	332,200	394,200	434,400	484,700
	34	240,700	285,300	333,800	396,000	435,600	485,800
	35	241,600	286,600	335,200	397,900	436,800	486,900
	36	242,500	287,800	336,700	399,700	438,100	488,000
	37	243,300	289,000	338,400	401,600	439,400	489,000
	38	244,200	290,100	340,000	403,100	440,300	489,900
	39	245,100	291,100	341,500	404,700	441,300	490,700
	40	246,000	292,100	343,200	406,100	442,300	491,600
	41	247,000	293,300	344,600	407,000	442,700	492,500
	42	247,900	294,300	346,100	408,300	443,400	493,200
	43	248,700	295,400	347,600	409,600	444,100	493,900
	44	249,600	296,100	349,100	410,900	444,800	494,600
	45	250,400	297,100	350,700	412,400	445,400	495,100
	46	251,300	298,400	352,100	413,800	445,700	495,600
	47	252,200	299,600	353,500	415,000	446,300	496,200
	48	253,100	301,000	354,800	416,400	446,900	496,800
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	49	253,700	302,500	356,100	417,800	447,600	497,100
	50	254,400	303,600	357,600	418,700	448,300	497,700
	51	255,000	304,500	359,100	419,600	449,000	498,400
	52	255,500	305,600	360,500	420,400	449,700	498,900
	53	255,800	306,700	362,000	420,700	450,300	499,500
	54	256,400	307,800	363,400	421,100	451,000	500,200
	55	256,900	308,900	364,700	421,600	451,700	500,600
	56	257,600	309,900	366,100	422,100	452,400	501,200

98			301,300	350,000			
99			301,700	350,400			
100			302,100	350,700			
101			302,300	351,000			
102			302,600	351,400			
103			303,000	351,800			
104			303,300	352,200			
105			303,500	352,700			
106			303,700	353,100			
107			304,100	353,500			
108			304,400	353,900			
109			304,600	354,400			
110			305,000	354,800			
111			305,400	355,100			
112			305,700	355,500			
113			305,800	356,000			
114			306,100				
115			306,400				
116			306,800				
117			307,000				
118			307,200				
119			307,500				
120			307,800				
121			308,300				
122			308,500				
123			308,700				
124			309,000				
125			309,400				
再任 用学 校職 員		190,500	218,500	259,400	279,200	294,600	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

	47	213,400	265,500	310,400	357,200	377,900	405,400
	48	214,700	266,900	312,100	358,700	378,800	406,100
	49	215,800	268,200	313,400	360,400	379,700	406,800
	50	216,900	269,300	314,900	361,200	380,500	407,400
	51	218,000	270,600	316,500	362,400	381,300	407,900
	52	219,100	271,900	318,100	363,400	382,100	408,300
	53	220,300	273,000	319,700	364,300	382,900	408,700
	54	221,300	274,200	321,400	365,400	383,600	409,000
	55	222,200	275,500	322,800	366,400	384,200	409,300
	56	223,200	276,900	324,400	367,500	384,900	409,600
	57	223,900	278,100	325,900	368,400	385,400	410,000
	58	224,900	279,100	327,100	369,000	386,000	410,300
	59	225,700	280,200	328,300	369,700	386,700	410,600
	60	226,800	281,400	329,500	370,400	387,400	410,900
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	61	227,600	282,600	330,400	371,000	387,800	411,200
	62	228,600	283,500	331,300	371,600	388,500	411,400
	63	229,500	284,500	332,100	372,300	389,100	411,800
	64	230,600	285,500	333,000	373,000	389,600	412,200
	65	231,300	286,300	333,800	373,400	390,100	412,400
	66	232,300	287,200	334,200	374,000	390,800	412,600
	67	233,200	288,000	335,000	374,700	391,400	413,000
	68	234,300	288,900	335,800	375,400	392,000	413,300
	69	235,100	289,900	336,700	375,800	392,400	413,500
	70	235,800	290,700	337,400	376,400	392,900	413,900
	71	236,600	291,400	338,100	377,100	393,500	414,200
	72	237,300	292,200	338,800	377,700	394,100	414,400
	73	238,100	293,100	339,200	378,000	394,500	414,500
	74	238,800	293,500	339,800	378,600	394,900	414,800
	75	239,400	294,000	340,400	379,300	395,200	415,100
	76	240,100	294,500	341,000	379,900	395,700	415,300
	77	240,900	294,700	341,400	380,400	396,000	415,500
	78	241,700	295,100	341,900	380,900	396,300	415,800
	79	242,500	295,300	342,300	381,500	396,600	416,100
80	243,300	295,700	342,800	382,000	396,900	416,300	
81	244,000	296,000	343,200	382,500	397,100	416,500	
82	244,700	296,200	343,700	383,100	397,400	416,800	
83	245,400	296,600	344,100	383,600	397,700	417,100	
84	246,100	296,900	344,600	384,000	397,900	417,300	
85	246,800	297,200	345,000	384,300	398,100	417,500	
86	247,500	297,500	345,400	384,800	398,400		
87	248,200	297,800	345,900	385,200	398,700		
88	248,900	298,200	346,300	385,600	398,900		
89	249,700	298,500	346,600	386,000	399,100		
90	250,200	298,800	347,000	386,500	399,400		
91	250,700	299,200	347,500	386,900	399,700		
92	251,200	299,600	347,900	387,300	399,900		
93	251,500	299,700	348,200	387,600	400,100		
94		300,000	348,600				
95		300,400	349,000				
96		300,800	349,400				
97		301,000	349,500				

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校 職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	1	143,400	194,400	231,300	265,600	292,600	323,900
	2	144,500	196,200	232,900	267,700	294,900	326,100
	3	145,700	198,100	234,400	269,500	297,200	328,500
	4	146,800	199,900	236,000	271,600	299,400	330,800
	5	148,000	201,500	237,600	273,600	301,400	333,100
	6	149,100	203,300	239,300	275,500	303,800	335,100
	7	150,200	205,100	240,800	277,700	306,100	337,200
	8	151,300	206,900	242,400	279,800	308,400	339,400
	9	152,500	208,800	244,000	282,000	310,500	341,600
	10	154,000	210,600	245,700	284,000	312,900	343,800
	11	155,300	212,400	247,200	286,000	315,100	346,000
	12	156,600	214,200	248,800	288,100	317,400	348,200
	13	157,900	215,600	250,500	290,100	319,500	350,200
	14	159,400	217,400	251,900	292,200	321,800	352,300
	15	160,900	219,100	253,300	294,300	324,000	354,300
	16	162,600	220,900	254,800	296,400	326,100	356,400
	17	163,900	222,700	256,300	298,500	328,300	358,400
	18	165,400	224,400	258,200	300,500	330,400	360,300
	19	166,900	226,200	260,000	302,700	332,500	362,400
	20	168,500	227,900	261,800	304,700	334,400	364,300
	21	169,900	229,600	263,600	306,800	336,500	366,300
	22	172,700	231,200	265,400	308,800	338,600	368,300
	23	175,300	232,900	267,300	310,900	340,600	370,100
	24	177,900	234,400	269,000	313,100	342,800	372,100
	25	180,600	235,800	271,000	315,000	344,400	374,200
	26	182,300	237,400	272,900	317,100	346,400	376,100
	27	184,000	238,800	274,600	319,100	348,500	378,100
	28	185,700	240,200	276,600	321,300	350,400	380,000
	29	187,300	241,500	278,400	323,300	352,200	381,700
	30	189,200	242,800	280,300	325,300	354,100	383,600
	31	191,000	244,000	282,300	327,400	355,900	385,300
	32	192,800	245,300	284,100	329,500	357,700	387,100
	33	194,400	246,600	285,800	331,100	359,600	388,900
	34	195,900	247,900	287,700	333,100	361,600	390,200
	35	197,500	249,200	289,500	335,200	363,400	391,900
	36	199,000	250,400	291,400	337,300	365,000	393,500
	37	200,200	251,400	293,100	339,200	366,500	395,000
	38	201,500	252,800	294,900	341,300	367,800	396,200
	39	202,800	254,400	296,700	343,200	369,200	397,400
	40	204,100	255,800	298,500	345,100	370,600	398,500
	41	205,500	257,200	300,300	347,000	372,000	399,700
	42	206,800	258,700	302,100	348,900	373,000	400,900
	43	208,200	260,100	303,700	350,800	374,100	402,100
	44	209,600	261,500	305,400	352,700	375,200	403,200
	45	210,800	262,800	307,100	354,200	376,100	404,000
	46	212,100	264,100	308,800	355,700	377,000	404,700

第十四条の二第三項中「共同調理場で」の下に「山口県の区域又は」を加える。

第十八条の四第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「千分の三百七十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「二号給」を「一号給」に改める。

第十二条の二第一項中「地域手当は、」の下に「山口県の区域に在勤する学校職員及び」を加え、「基礎とし、」を「基礎とし」に改め、同項に後段として次のように加える。

山口県の区域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が山口県の区域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する学校職員についても、同様とする。

第十二条の二第二項中「合計額に、」の下に「山口県の区域又は前項に規定する人事委員会規則で定める公署に在勤する学校職員にあつては百分の〇・一五を、同項に規定する人事委員会規則で定める地域に在勤する学校職員にあつては」を加え、「応じて、」を「応じ」に改める。

議案第3号参考資料

議案第4号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成27年10月19日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）等の一部を改正しようとするものである。

2 平成27年度の給与改定に係る改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

山口県の区域等に在勤する職員に対し、0.15%の地域手当を支給する。

イ 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する手当の支給限度額を月額413,300円（現行412,200円）とする。

ウ 勤勉手当

支給期	現 行	改正後
6月期	0.75 月分	0.80 月分
12月期	0.75	0.80
合 計	1.50	1.60

(3) 昇給制度の見直し

55歳を超える職員が標準の勤務成績で昇給する場合の号給数を2号給から1号給とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、給料表の改定及び諸手当の改定については規則で定める日から施行し、平成27年4月1日から適用する。また、昇給制度の見直しについては、平成28年4月1日より施行する。

議案第 5 号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

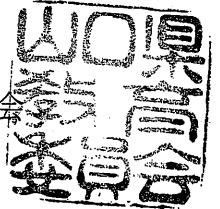
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 2 月 1 5 日付け平 2 7 財 政 第 1 4 3 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

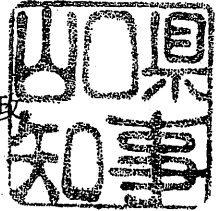
- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平 2 7 財 政 第 1 4 3 号
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

する。

第四条中「千分の千四百七十五」を「百分の百五十」に、「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づいて平成二十七年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千四百七十五」を「百分の百五十」に、「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正

議案第5号参考資料

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成27年10月19日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正しようとするものである。

2 改正の概要

(1) 期末手当

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現 行	平成27年度 の支給割合	平成28年度 以降の支給割合
6月期	1.475 月分	1.475 月分	1.50 月分
12月期	1.625	1.675	1.65
合 計	3.10	3.15	3.15

(2) 施行期日

規則で定める日から施行し、平成27年12月1日より適用する。ただし、期末手当の平成28年度以降の支給割合については、平成28年4月1日より施行する。

議案第 6 号

知事等の給与の特例に関する条例等の一部を改正する
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

山口県教育委員会

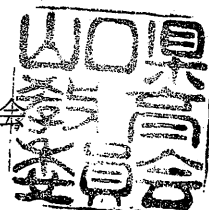
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 1 0 9 4 号

平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 2 月 1 5 日付け平 2 7 財政第 1 4 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

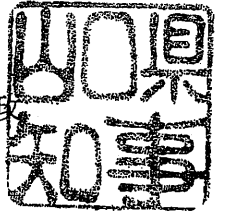
- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平 2 7 財 政 第 1 4 3 号
平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本文中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号参考資料

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成26年4月1日から実施している知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料減額措置を、平成28年度においても継続して実施するもの。

2 改正の内容

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとしている実施期間を1年間延長し、平成29年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

(参考：実施内容)

対 象 職 員	減額の内容
知事	給料月額の10%
副知事 山口県公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	給料月額の5%

ただし、手当の基礎となる給料月額の額については、減額前の額とする。

議案第 7 号

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 1 0 9 4 号

平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 2 月 1 5 日付け平 2 7 財政第 1 4 3 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

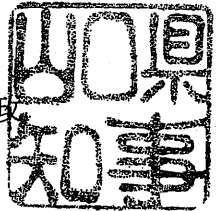
- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平 2 7 財 政 第 1 4 3 号
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

2 知事は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、他の個人番号利用事務実施者から法の規定による当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

機 関	事 務
教育委員会	<p>特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの</p>

議案第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成二十八年二月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法別表第二の第二欄に掲げる事務（知事が処理するものに限る。以下同じ。）とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号又は特定個人情報の利用に関し、必要な事項を定める。

2 内容

- (1) 番号法第9条第2項に規定する社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務を処理するために必要な限度で、個人番号又は特定個人情報を利用できるよう規定を設ける。
- (2) 番号法に定められた利用事務を処理するために必要な限度で、県の同一機関内で特定個人情報の授受を行えるよう規定を設ける。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 8 号

職員の退職管理に関する条例の制定についての意見の
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

山口県教育委員会

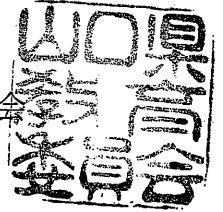
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 1 0 9 4 号

平成 2 8 年 (2016年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 2 月 1 5 日 付け 平 2 7 財 政 第 1 4 3 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て
は、異存ありません。

記

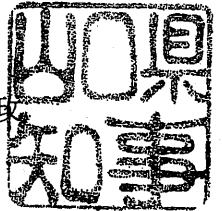
- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

平 2 7 財 政 第 1 4 3 号
平成 2 8 年(2016年) 2 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 8 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 4 職員の退職管理に関する条例
- 5 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 9 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

職手当通算予定職員であった者であつて引き続き同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（特定地方警務官にあつては、山口県公安委員会）に対し、氏名その他の人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるもののほか、再就職者（法第三十八条の二第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員（同項に規定する役員をいう。）又は同条第八項の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者等への届出）

第三条 管理又は監督の地位にある職員、特定地方警務官又は特定地方独立行政法人役職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員、特定地方警務官又は特定地方独立行政法人役職員であつた者（法第三十八条の二第三項（地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十二条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する退職手当通算予定職員であつた者で引き続き法第三十八条の二第二項（地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十二条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六六条の二第四項に規定する退

議案第 号

職員の退職管理に関する条例

平成二十八年二月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項(これらの規定を警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十条の三において読み替えてみなして適用する場合、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、職員、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)及び地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人役員」という。)の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項(これらの規定を警察法第五十六条の三においてみなして適用する場合、地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三